事　務　連　絡

令和６年 12 月 17 日

各 ｛都　道　府　県
指　定　都　市
児童相談所設置市｝ 児童福祉主管部（局）御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講に係る財政支援の
積極的な活用のお願いと取得促進事業のＱ＆Ａについて

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭ソーシャルワーカー研修に関しては、別紙１から３までにある「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」（令和６年度児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金による児童虐待防止対策支援事業のメニューの一つ）による研修受講支援として、こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講者及びその者の勤務先である施設等に対し、研修受講期間中の代替職員の配置費用、研修受講に係る旅費、研修受講費について補助を行うことが可能となっているところです。

こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、研修の受講者や受講者が所属する組織におけるこども家庭福祉の支援の質の向上に寄与するのみならず、こどもや家庭を支援する地域の関係機関のネットワークの拡大にも寄与するものです。

現在、「令和６年度児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」の変更交付申請期間となっているところであり、各自治体におかれましては、**こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義を鑑みて、当該事業のご活用を改めてお願いいたします。**また、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に関して各自治体から照会いただいた内容をＱ＆Ａにまとめています。

都道府県におかれましては管内市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

１．こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得促進事業の活用

こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、研修の受講者や受講者が所属する組織におけるこども家庭福祉の支援の質の向上に寄与するのみならず、こどもや家庭を支援する地域の関係機関のネットワークの拡大にも寄与するものです。地域にこども家庭ソーシャルワーカーが増えれば、支援が必要なこどもや家庭の早期発見、早期支援につながるだけでなく、関係機関同士の共通認識が深まり、連携がより円滑になることが期待されます。

現在、自治体職員をはじめ、地域の様々な関係機関で働く方がこども家庭ソーシャルワーカー研修を受講されています。こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業における研修受講に係る旅費、研修受講費の補助は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が実施主体の場合は、自治体職員以外も対象となります。

別紙４にこども家庭ソーシャルワーカー養成の意義を整理しています。こうした**こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義を鑑みて、地域でこども家庭ソーシャルワーカーを養成し連携の円滑化を推進する観点からも、取得促進事業の積極的な活用をお願いします**。

「令和６年度児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」の変更交付申請は、令和６年 12 月 27 日（金）が提出期限となっております。１回目の交付申請時にご提出いただいていない場合でも交付申請書を提出することが可能ですし、既に事業計画書をご提出いただいている場合でも事業計画書の修正が可能です。また、別紙２（６）に記載がある通り、研修受講料を同一年度中に事後的に精算しても差し支えありません。

（都道府県等へのご依頼事項）

〇地域にこども家庭ソーシャルワーカーが養成される意義を鑑みて、取得促進事業を是非ともご活用いただきたい。

２．こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義等の周知

こども家庭ソーシャルワーカー研修は、一定の実務経験のある現任者が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指したものです。

こども家庭ソーシャルワーカー研修は現任者を対象としているため、**研修の受講促進を図る上では、受講者の所属組織の研修への理解が不可欠**です。また、資質の向上を図ることを目的とした研修であるため、**こども家庭ソーシャルワ**

ーカー研修を職員の人材育成の一貫としてご活用いただき、組織として積極的な受講促進を図っていただきたいと考えております。当該職員が児童福祉以外の部署に在籍もしくは異動しても、研修で修得した知識は児童福祉の視点が必要となる様々な部署で役立つものであることを鑑みて、幅広い方へ受講促進をお願いします。

別紙４にはこども家庭ソーシャルワーカー養成の意義と併せて、こども家庭ソーシャルワーカー研修への期待、こども家庭ソーシャルワーカーの要件、研修実施機関一覧及び取得促進事業の補助内容を整理しています。

こども家庭ソーシャルワーカーの要件に該当しうる幅広い関係機関へ別紙４をお送りいただき、受講希望者が研修受講について組織内で説明される場面、職員にこども家庭ソーシャルワーカー研修の受講勧奨をされる場面等でご活用いただくようご案内をお願いします。

（都道府県等へのご依頼事項）

○　こども家庭ソーシャルワーカーの受講促進のため、関係機関に資料をお送りいただきたい。

（資料をお送りいただく関係機関）

○　管内の全ての児童相談所

○　管内の全ての社会的養護関係機関（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所等）

○（都道府県等のこども家庭福祉分野以外の社会福祉部局を通じて）こども家庭ソーシャルワーカーの指定施設に該当する施設・事業所等

○　管内の全ての市町村

○（管内市町村を通じて）こども家庭センター、保育所、地域子育て支援拠点

○　その他、こども家庭ソーシャルワーカーの要件に該当しうる対象者が所属する部署・関係機関

（お送りいただく資料）

○別紙４

３．こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に関するＱ&Ａの周知

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に関して各自治体から照会いただいた内容について、Ｑ&Ａ形式で整理しました。関係者への周知をお願いいたします。

問１　民間機関の職員も研修受講費の補助対象になるか。

（答）

事業の実施主体が市区町村の場合は、市区町村の職員のみが対象となりますが、事業の実施主体が都道府県や指定都市、児童相談所設置市の場合は、民間機関等の職員も研修受講費の補助対象とすることが可能です。

問２　研修受講費の支援対象に優先順位はあるか。

（答）

自治体職員をはじめ地域の様々な関係機関で働く方に、事業を活用して取得いただきたいと考えています。

なお、専門性の程度として「初歩的に習得する内容」と「指導的役割を担う職員が取得する内容」の中間程度と位置づけている[1]ため、現在または今後、各機関において指導的役割を担う職員の方々に取得いただくことも想定されます。

問３　研修受講費の支援には、受講要件審査料、試験受験料、試験受講に係る旅費は含まれるか。

（答）

いずれも対象外です。

問４　補助金による資格取得者の配置促進について、行政職員の資格取得者への給与引上げ額は自治体で定めてよいのか。また、資格取得者の給与引上げにはどのような方法があるか。

（答）

給与引上げ額は各自治体においてご検討ください（補助金の上限は月額２万円）。具体的な**支給方法や支給要件については、実施主体となる自治体の判断による柔軟な運用を認めています。**

資格取得者の給与引上げの方法としては、特殊勤務手当の支給などが考えられますが、いずれの方法においても給与引上げの対象となる対象者及び職務・業

[1] 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ（令和５年３月 29 日）　https://www.mhlw.go.jp/content/001079605.pdf

務の内容を整理することが必要です。

その際、例えば、以下のような整理が考えられます。

○　特殊勤務手当を支給する場合

・こども家庭ソーシャルワーカー有資格者のうち児童福祉法第 13 条第 5 項に規定する指導教育担当児童福祉司等の指導的立場にある者が担う、家庭裁判所や弁護士との協議等法的な判断・調整を含む包括的支援にかかる業務

・こども家庭センターに所属するこども家庭ソーシャルワーカー有資格者のうち指導的立場で児童福祉業務を行う者が担う、困難事例等に関する児童相談所その他の関係機関との連絡調整や協議、児童相談所への送致又は児童相談所からの送致に関する調整にかかる業務

（都道府県等へのご依頼事項）

○取得促進事業の Q&A について、関係機関に周知をお願いしたい。

○別紙１　こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の概要

○別紙２　児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抄）

○別紙３　児童虐待防止対策支援事業交付要綱（抄）

○別紙４　こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義